

四日市市告示第304号

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり施設型給付費の支給に係る施設として確認したので、同法第41条の規定により告示する。

平成31年4月15日

四日市市長 森 智 広

1 保育所

番号	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地
1	社会福祉法人 博秀会	たすいノース保育園	四日市市川北一丁目710番
2	社会福祉法人 宏育会	よっかいちひばり保育園	四日市市西大鐘町1490
3	社会福祉法人 日の本福祉会	日の本第二保育園	四日市市松原町22番10号

（こども未来部保育幼稚園課）